

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準【抜粋】

(職員)

### 【第10条第3項 抜粋】

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
- 一 保育士の資格を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
  - 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの（※）
  - 十 五年以上 放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村が適当と認めたもの

※「二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、「遊びを通じて児童との継続的な関わりを持った経験のある者」であり、「継続的とは」、「2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安」である。（雇児育発 0530 第1号より）